

様式 1

都市再生整備計画 事後評価方法書

北習志野駅周辺地区

平成28年6月

千葉県船橋市

目 次

| | |
|--|---|
| (1)成果の評価 | 2 |
| 1) 都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況 | 2 |
| 2) その他の数値指標(当初設定した数値目標以外の指標)による効果発現の計測 | 4 |
| (2)実施過程の評価 | 5 |
| 1) モニタリングの実施状況の確認 | 5 |
| 2) 住民参加プロセスの実施状況の確認..... | 5 |
| 3) 持続的なまちづくり体制の構築状況の確認..... | 5 |
| (3)効果発現要因の整理 | 6 |
| (4)今後のまちづくり方策の作成..... | 6 |
| (5)事後評価原案等の公表..... | 6 |
| (6)評価委員会の審議 | 6 |
| (7)その他の機会における有識者からの意見聴取の予定 | 6 |
| (8)事後評価に必要な経費に関わる予算措置の状況..... | 6 |

※ 記入にあたっての留意事項

方法書提出様式の記入にあたっては、下記の点に留意してください。

1. 事後評価ならびにフォローアップの作業が円滑かつ確実に進められるよう、事後評価に関わる各評価項目の計測又は確認の時期、主体、手法等を具体的に記載してください。
2. 記入項目の詳細や記入例については「方法書作成の手引き」を参照してください。
3. 数値及び文章は、適宜、欄（枠）を拡張するなどして記入してください。

(1) 成果の評価

1) 都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況

指標 1 : 2 駅乗客数

A : 事前評価時の『従前値』の求め方

| | |
|---------------|---|
| ①従前値の 基準時点 | 平成 22 年度の 1 日平均乗客数調査時 (平成 23 年 3 月 31 日時点) |
| ②実施主体 | 都市計画部都市総務課 (都市再生整備計画事業主管課) |
| ③計測手法 | 2 駅 (北習志野駅、高根木戸駅) の乗客数について、平成 22 年度における日平均の合計値を新京成電鉄・東葉高速鉄道の各鉄道会社からのヒアリングにより計測した。 |

B : 事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方

| | |
|---------------|---|
| ④計測時期 | 平成 28 年 7 月 |
| ⑤実施主体 | 都市計画部都市政策課 |
| ⑥データの 計測手法 | 事業評価のスケジュール上、計測時点で評価基準日【平成 29 年 3 月 31 日】のデータ入手は不可能であることから、評価値は見込み値での取り扱いとする。 従前値の対象とした 2 駅の計測時期 (平成 28 年 7 月) までの各鉄道からのヒアリングによる実数値と平成 27 年度における各月の傾向から平成 28 年度の乗客数を推計することとする。 |
| ⑦評価値の 求め方 | 平成 23 年度から平成 27 年度までの総乗客数の比率より得た結果を評価基準日【平成 29 年 3 月 31 日】における評価値 (見込みの値) とする。 |

| | | |
|---------------|-------------------------------------|-----|
| ⑧確定/見 込みの別 | <input type="checkbox"/> | 確定 |
| | <input checked="" type="checkbox"/> | 見込み |

C : フォローアップ時の『確定値』の求め方

| | | |
|------------------|--|----|
| ⑨フォローアップ の必要性 | <input checked="" type="checkbox"/> | あり |
| | <input type="checkbox"/> | なし |
| ⑩計測時期 | 平成 29 年 7 月頃 | |
| ⑪実施主体 | 都市計画部都市政策課 | |
| ⑫計測手法 | 従前値と同じ計測方法を用い、2 駅 (北習志野駅、高根木戸駅) の乗客数について、平成 28 年度における日平均の合計値を各鉄道会社からのヒアリングにより計測して確定値とする。 | |

| | | |
|-------------------------------------|--|-----|
| 指標 2 : | 交通事故件数 | |
| A : 事前評価時の『従前値』の求め方 | | |
| ①従前値の基準時点 | 平成 22 年度の交通事故発生件数結果調査時 (平成 23 年 3 月 31 日時点) | |
| ②実施主体 | 都市計画部都市総務課 (都市再生整備計画事業主管課) | |
| ③計測手法 | 船橋東警察署に都市計画道路 3・4・25 (その 1~3)、都市計画道路 3・4・20 における交通事故発生件数の聴き取り調査した。 | |
| B : 事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方 | | |
| ④計測時期 | 平成 28 年 7 月 | |
| ⑤実施主体 | 都市計画部都市政策課 | |
| ⑥データの計測手法 | 事業評価のスケジュール上、計測時点で評価基準日【平成 29 年 3 月 31 日】のデータ入手は不可能であることから、評価値は見込み値での取り扱いとする。 船橋東警察署から都市計画道路 3・4・25 (その 1~3)、都市計画道路 3・4・20 における平成 28 年 7 月までの交通事故発生件数を聴き取る。 | |
| ⑦評価値の求め方 | 船橋東警察署から別途、平成 23~27 年の月別発生件数を入手し、各月の割合の平均値を算定し、平成 28 年 6 月までの件数と 7 月以降の割合から平成 28 年度内の件数を推計し、評価値 (見込みの値) とする。 | |
| ⑧確定/見込みの別 | | 確定 |
| | ● | 見込み |
| C : フォローアップ時の『確定値』の求め方 | | |
| ⑨フォローアップの必要性 | ● | あり |
| | | なし |
| ⑩計測時期 | 平成 29 年 6 月頃 (平成 29 年 3 月 31 日時点のデータ) | |
| ⑪実施主体 | 都市計画部都市政策課 | |
| ⑫計測手法 | 従前値と同様に、船橋東警察署に都市計画道路 3・4・25 (その 1~3)、都市計画道路 3・4・20 の平成 28 年度の交通事故発生件数を聴き取り調査し、その値を持って確定値とする。 | |

2) その他の数値指標（当初設定した数値目標以外の指標）による効果発現の計測

| | | |
|----------------------------|-----|--|
| 数値指標： | | |
| 記述理由 | | |
| A：事前評価時の『従前値』の求め方 | | |
| ①従前値の 基準時点 | | |
| ②実施主体 | | |
| ③計測手法 | | |
| B：事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方 | | |
| ④計測時期 | | |
| ⑤実施主体 | | |
| ⑥データの 計測手法 | | |
| ⑦評価値の 求め方 | | |
| ⑧確定／見 込みの別 | 確定 | |
| | 見込み | |
| C：フォローアップ時の『確定値』の求め方 | | |
| ⑨フォローアップ の必要性 | あり | |
| | なし | |
| ⑩計測時期 | | |
| ⑪実施主体 | | |
| ⑫計測手法 | | |

(2) 実施過程の評価

1) モニタリングの実施状況の確認

A : 都市再生整備計画への記載状況および実施状況

- ア 都市再生整備計画に実施することを記載した
イ 都市再生整備計画に記載しなかった
ウ 都市再生整備計画に記載はないが実施した

B : 実施事項 (※Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入)

事業実施状況、数値目標の達成状況、効果発現の状況を確認する。

C : 事後評価時の確認方法

- ①時 期 交付終了年度 (平成 28 年 7 月)
②確 認 先 都市計画部都市政策課
③確認方法 モニタリングシート (平成 27 年 9 月) により確認する。

2) 住民参加プロセスの実施状況の確認

A : 都市再生整備計画への記載状況および実施状況

- ア 都市再生整備計画に実施することを記載した
イ 都市再生整備計画に記載しなかった
ウ 都市再生整備計画に記載はないが実施した

B : 実施事項 (※Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入)

なし

C : 事後評価時の確認方法

- ①対 象
②時 期
③確 認 先
④確認方法

3) 持続的なまちづくり体制の構築状況の確認

A : 都市再生整備計画への記載状況および実施状況

- ア 都市再生整備計画に実施することを記載した
イ 都市再生整備計画に記載しなかった
ウ 都市再生整備計画に記載はないが実施した

B : 実施事項 (※Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入)

なし

C : 事後評価時の確認方法

- ①対 象
②時 期
③確 認 先
④確認方法

(3) 効果発現要因の整理

| | |
|-------|--|
| ①時 期 | 平成 28 年 9 月 |
| ②実施主体 | 都市計画部都市政策課（都市再生整備計画事業主管課） |
| ③検討体制 | 都市計画部都市政策課が主幹部署となり、事業に関わる部署（都市計画課、道路建設課、都市整備課）による庁内の横断的な検討会議を実施する予定である。（1 回実施予定） |

(4) 今後のまちづくり方策の作成

| | |
|-------|--------------------------------------|
| ①時 期 | 平成 28 年 9 月 |
| ②実施主体 | 都市計画部都市政策課（都市再生整備計画事業主管課） |
| ③検討体制 | 前記の検討会議において作成する。また、必要に応じて個別に意見交換を行う。 |

(5) 事後評価原案等の公表

| | 原案の公表 | 評価結果(最終)の公表 |
|-------|--|--|
| ①時 期 | 平成 28 年 12 月 | 平成 29 年 3 月 |
| ②実施主体 | 都市計画部都市政策課（都市再生整備計画事業主管課） | 都市計画部都市政策課（都市再生整備計画事業主管課） |
| ③公表方法 | 都市計画部都市政策課での閲覧、ホームページでの掲載により公表する予定である。公表期間は 2 週間とする。 | 都市計画部都市政策課での閲覧、ホームページでの掲載により公表する予定である。公表期間はフォローアップ完了時(平成 30 年 3 月末予定) までとする。 |

(6) 評価委員会の審議

| | |
|--------------|---|
| ①時 期 | 平成 29 年 2 月 |
| ②実施主体 | 都市計画部都市政策課（都市再生整備計画事業主管課） |
| ③設置・ 運用方法 | 方法書の手引きに習い、市の要綱で運用する。 市が都市再生整備計画事業に関わる有識者を含む 5 人以下で構成する評価委員会について、新たに委員を委嘱する。まちづくりの観点から、都市再生整備計画事業に限定し、事業評価を行う。（予定） |

(7) その他の機会における有識者からの意見聴取の予定

| | |
|-------|-----------|
| ①聴取方法 | 意見聴取の予定なし |
|-------|-----------|

※（3）～（6）の検討以外に市町村で任意に有識者から意見聴取を予定する場合に記入

(8) 事後評価に必要な経費に関わる予算措置の状況

| | |
|--------------|--|
| ①予算措置 の状況 | <input type="checkbox"/> ア 費用は発生しない <input checked="" type="checkbox"/> イ 費用は発生するが、予算措置を講じている <input type="checkbox"/> ウ 費用は発生するが、予算措置は講じていない <input type="checkbox"/> エ その他（ ） |
|--------------|--|

| | |
|-------|--|
| 都道府県名 | 千葉県 |
| 市町村名 | 船橋市 |
| 地区名 | 北習志野駅周辺地区 |
| 計画期間 | 平成 24 年度～平成 27 年度 |
| 作成者 | 部署 都市計画部 都市政策課 |
| | 役職 主査 |
| | 氏名 飯浜 武彦 |
| 連絡先 | TEL 047-436-2523 |
| | FAX 047-436-2544 |
| | E-mail tosomu@city.funabashi.chiba.lg.jp |